

令和7年度 第4回武蔵野市自転車等駐車対策協議会 議事要旨

日 時	令和8年1月28日（水）午後3時から午後5時まで
場 所	武蔵野クリーンセンター 見学者ホール
出席委員	12名（欠席3名）

1 開会

2 議題

（1）自転車等総合計画の改定について

事務局より、資料に基づいて説明。

<参考資料「2-6 自転車等対策事業費の現状」について>

委 員 参考資料 p.25 表内の合計値が合わない箇所がある。数値に誤りがあるのではないか。

事務局 資料を再度精査し修正する。

委 員 乗入台数あたりの自転車等対策事業費が区部よりも高く市部よりも低い原因は、どのように考えているか。

事務局 詳細な分析はできていないが、本市は市営の自転車駐車がないため自転車駐車の管理運営費がかからないことや、乗入台数が多いため1台あたりの費用を算出するにあたり分母が大きくなることが考えられる。

委 員 どのように計算しているのか。

事務局 イニシャルコストは自転車駐車を整備する際の土地購入費や建設負担金、ランニングコストは自転車駐車の土地等の賃貸借費や放置防止指導業務の委託費等が含まれている。

委 員 他区市の費用の出典は何か。

事務局 東京都が毎年調査を行い「駅前放置自転車等の現況と対策」として各区市町村が放置自転車等対策に係る費用をまとめており、その数値から算出した。

委員 市民としてはどれだけの費用がかかっているかが明示的に分かる、非常に興味深い資料だと思う。

委員 参考資料ではなく、本編に掲載した方がいいのではないかと。その上で、今後分析を行い、どのように費用を抑えながらサービスを提供するか等の対応を考えるところまで踏み込んでほしい。

委員 本計画は事故を減らし、命を守ることに重きを置いた内容になっている。「自転車等対策事業費の現状」において、コストパフォーマンスを重視する内容を記載すると計画全体の方向性がぶれるため、その点は留意してほしい。

会長 「自転車等対策事業費の現状」を、参考資料から本編の「2-1 市の自転車等を取り巻く現状」に移すということではいかがか。
(出席委員から同意)

<自転車安全利用啓発の取組みについて>

委員 安全利用に関する周知啓発について、例えば自転車駐車場におけるポスター掲示等の基本的な取組みを行う場合にも、同じ場所に同じポスターが掲示されているのは景色になってしまい、効果が低下してしまう。それを避けるために、毎月ポスターを更新する等の工夫が必要だと思う。

委員 周知にあたっては、専門用語等を使用せず子どもにも分かりやすい平易な言葉を使用することが重要である。

委員 子育て世代向け施策のコラム (p.54) では子ども向けや保護者向けの自転車安全利用講習会が掲載されているが、一般向けや高齢者向けの講習会はあるのか。

- 事務局 「取組施策①自転車安全利用講習会の強化」(p.40)に、大人向けや高齢者向けの講習会について記載している。
- 委員 募集型講習会に加え、自転車の安全利用に関心を持たない層にも情報が届く取組みが重要である。
東京都では企業等の研修担当者が自社の従業員向けに自転車安全利用啓発の研修を行えるよう、研修担当者向けに講習会を実施している。市がすべて担うのではなく、周知啓発の主体を増やしていくことも重要である。
- 委員 乳幼児健診等、多くの保護者が参加する場で講習会の実施がプッシュ型啓発として効果的だと考える。
「取組施策②自転車の押し歩きルールの検討」の実施においては、子どもをチャイルドシートに乗せて押し歩く際のポイントを合わせて周知してほしい。
電動アシスト自転車に子どもを乗せると全体でかなりの重量になり、押し歩く際にバランスを取ることが非常に難しく危険であるため、両手でハンドルを持ち、サドルを身体に少し寄りかからせるようにする「3点支え」が重要である。
- 委員 市のホームページで、自転車駐車場の位置図や、自転車関与事故の危険箇所のマップ等をダウンロードできるようにしてほしい。
駅全体の自転車駐車場の位置図はあるが、小規模なエリアで分かれているものがあれば、敷地内に自転車駐車場を持たない商店が利用客への周知で利用したり、保護者が子どもへの交通安全教育で利用したりすることができる。
- 委員 取組施策を実施する際に、ぜひ参考にしてほしい。
- 委員 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等は例外的に歩道を通行できると道路交通法で定められているが、あまり知られていないのではないか。
その例外について、明確に分かりやすい看板等を道路に設置できないか。

- 委員 看板は道路管理者が設置しているが、例外的に歩道を通行できる場合をすべて列挙すると非常に長い文になってしまうため、どうしても「原則、車道通行」と記載することが多くなってしまふ。交通違反の指導・警告の際には丁寧に説明するよう努めている。
- 委員 自転車関与事故における過失割合の判断はどのように行っているのか。保険などにも影響してくる問題だと思う。
- 委員 人身事故は実況見分を実施するが、過失の判断は警察では行わない。
- 委員 例えば自動車対自転車の出会い頭事故だと自転車利用者の被害が大きくなる傾向があり、自動車運転者が第一当事者になることが多いが、自転車利用者が交通違反をしているケースも多い。
- 委員 交差点での自動車対自転車の事故では、自転車利用者の一時不停止によるものが多い。
- 委員 出会い頭事故の当事者となった自転車利用者のうち、約8割が一時停止をしていなかったというデータがある。武蔵野市民全員が一時停止をすれば、市内の自転車事故が大幅な減少が期待できる。
歩道上では、歩行者の通行を妨げないことがポイントであり、今は自転車利用者が歩行者を優先する交通文化を醸成する過程にあるため、交通ルールをきちんと整理して周知啓発を行っていくことが重要である。
- 委員 自転車利用者が交通違反をした際に、交通ルールに関する講習会の受講を義務付ける制度はあるのか。
- 委員 一定の交通違反を3年以内に2回以上繰り返し行った自転車利用者に対して、自転車運転者講習を義務付ける制度がある。

<コラムについて>

- 委員 公共自転車駐車場の利用体系再編に関するコラム（p.48）の表内「一時利用の満車状況」は、満車の自転車駐車場が減って駐輪しやすくなったということを示したいのだと思うが、この表記ではそれが分かりづらい。
- 事務局 グラフで示す等、視覚的に分かりやすくなるよう修正する。
- 委員 自転車利用時の喫煙は市内で見かけることが少ないため、ながらタバコ（p.40）に関するコラムは後方に移動し、その代わりに p.41 の交通公園に関するコラムを p.40 に移動させ、先ほど話題に出た「3点支え」のコラムを p.41 に新たに掲載したらどうか。
- 委員 「青切符」制度の導入に関連させ、自転車利用時の「ながらスマホ」についてもコラムを新たに掲載したらどうか。子どもたちは大人がながらスマホをしている姿を見て育ち、ながらスマホは当たり前だと思っている子どももいる。
- 委員 ながらスマホによる事故で高額賠償となった事例を掲載することで、読み手に危機感を持ってもらえるのではないか。
- 委員 子育て世代向け施策のコラム（p.54）のように、交通ルールやマナーに関する施策をまとめたコラムがあるといいのでは。
- 委員 市内の交差点にある大きな樹木の剪定を市に依頼した結果、その場所での1年間の交通事故が大幅に減少した。それまで様々な対策を行っていたが、樹木が死角になったり樹木を避けるために自転車が道路の中央寄りを走行したりすることが事故に繋がっていたことが分かった。「取組施策⑤自転車走行環境づくりの推進」（P.44）に、走行環境の維持という観点から、植栽の剪定についても記載したらいかか。
- 事務局 多面的な視点での自転車走行環境づくりについて、追記したい。

＜その他＞

■将来人口推計について

委員 将来人口推計に関する記載があるが、本計画の発行までに最新の推計値が示された場合、どのように対応するのか。

事務局 令和6年度の自転車等駐車対策協議会において、当時の最新推計値に基づき委員の皆様と協議いただいた経緯があるため、その後示された推計値については反映しない。

■「取組施策⑱環境負荷低減・健康増進のための活用」(p.53)について

委員 取組施策⑱「環境負荷低減・健康増進のための活用」の「取組内容(例)」に自転車活用による環境保全効果や健康増進効果について周知を行う旨が記載されているが、この取組みの効果測定はどのように行うのか。

委員 健康増進等の効果測定は難しいところがある。例えばアンケートを実施するという手法もある。

事務局 環境保全や健康増進を所管する部署と連携して周知等を行うにあたり、効果測定の方法についても所管部署と協議する。

■取組施策の体系と内容(p.39)について

委員 p.40以降の各取組施策のページに記載している「新規」「拡充」「継続」を取組施策の一覧(p.39)にも掲載したほうが、重点的な取組施策が分かっていいのではないか。

会長 今後の修正については、正副会長に一任いただき進めたい。
(出席委員から同意)

(2) 原動機付自転車駐車場の一時利用料金について

事務局より、資料に基づいて説明。

(会長より諮ったところ、出席委員全員異議なく事務局案を承認した。)

3 閉会